空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行の完了について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる次の建築物等に対する必要な措置について、令和８年８月 21 日付阿南市告示第 122 号により事前の公告を行いましたが、期限である令和８年９月 14 日までに措置が履行されなかったため、法第 22 条第 10 項の規定に基づき略式代執行を実施しました。

１　特定空家等の概要

（１）所 在 地　阿南市桑野町大地 94 番地３

（２）家屋番号　未登記のため不明

（３）構　　造　木造瓦葺

２　代執行の内容

（１）措置内容　建築物等の除却

（２）施工業者　株式会社シンエイコーポレーション

（３）費　　用　3,172,400 円

３　代執行の実施期間

令和８年 10 月６日（火）から令和８年 11 月４日（水）まで

４　現地状況



執行前



執行後